

消 防 危 第 91 号

平成 27 年 4 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当：消防庁危険物保安室
玉岡係長、河本事務官
電 話：03-5253-7524
F A X：03-5253-7534

(給油取扱所関係)

問 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下、「政令」という。）第17条第3項第6号に規定する自家用の給油取扱所（以下「自家用給油取扱所」という。）にあっては、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第28条第2項及び第3項の規定に基づき、政令第17条第1項第7号（ただし書を除く。）、第8号イ及び第9号の規定が適用され、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続される専用タンクは、地盤面下に埋没して設けること、その位置、構造及び設備は、地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること、固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンクからの配管のみとすることが求められている。

今般、別添のとおり、自家用給油取扱所に専用タンクを設けず、当該自家用給油取扱所の敷地外に特殊な屋外タンク貯蔵所を設け、当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクを固定給油設備と接続したい旨の申出があった。

当該自家用給油取扱所については、下記の条件を満たすことで、政令第23条を適用し、前述の規定によらず、当該自家用給油取扱所の敷地外に設置した前述の屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクと接続してよいか。

記

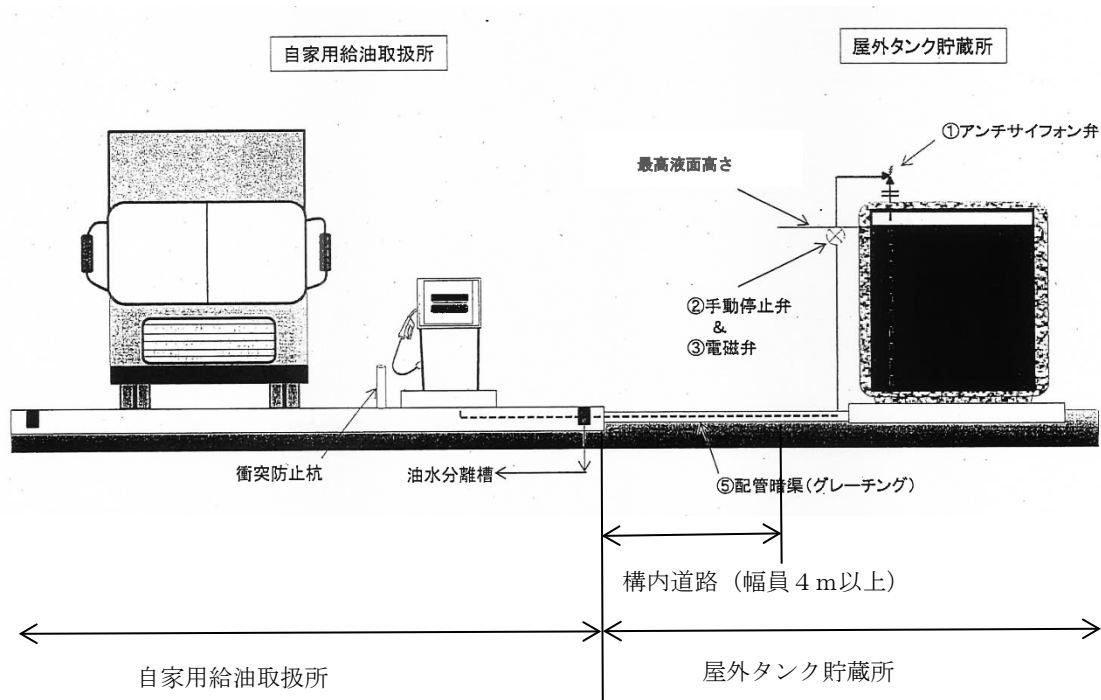
- 1 自家用給油取扱所に接続する屋外貯蔵タンクは別紙に定めるものであること。
- 2 1の屋外貯蔵タンクは、当該自家用給油取扱所以外の施設に危険物を供給しないこと。
- 3 当該自家用給油取扱所及び屋外タンク貯蔵所を一体的に維持管理（一体的に定期点検を行うことを含む。）できること。

答 お見込みのとおり。

なお、特殊な形態の自家用給油取扱所となるため、利用者に対して機能、危険性等を周知すること。

固定給油設備と屋外貯蔵タンクを接続する際の提案事項

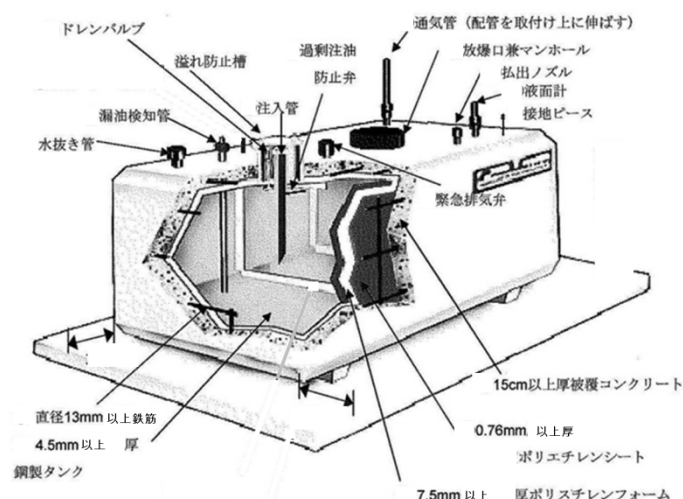
- 1 自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクは、別紙の1にあるとおり、貯蔵する危険物の流出防止機能、屋外貯蔵タンクの耐火機能が高められたものとするとともに、当該屋外貯蔵タンクに貯蔵する危険物は軽油に限る。
- 2 屋外タンク貯蔵所の配管については、蓋を鋼製又はコンクリート製とした地下ピット内に設置し、自家用給油取扱所の配管は地下に埋設する。ただし、屋外貯蔵タンクの直近等施工上地上に出る部分を除く。
- 3 屋外タンク貯蔵所の配管を、蓋を鋼製又はコンクリート製とした地下ピット内に設置した場合、当該地下ピットに漏えいした軽油が、油分離槽に流れ込むよう措置を講じる。
- 4 配管等から軽油が漏えいした場合に、サイフォン効果により屋外貯蔵タンクの中に存在する軽油が配管を通じて漏えいすることを防ぐために、屋外貯蔵タンクの直近に弁を設置する。
- 5 屋外貯蔵タンクと固定給油設備を接続する配管について、地下配管から地上又は地下ピットに出る箇所や、屋外貯蔵タンク直近の箇所等、地震動等により大きな変位の生じるおそれのある箇所には、可とう管継手を設置する。
- 6 地下埋設配管が適切に点検できるように点検口や、点検に必要な弁を設ける。
- 7 ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備を設置しない。



自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に
当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクの概要

1 自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクについては、次の構造とする。

- (1) 当該屋外貯蔵タンク及び附帯設備については大気に直接接触する必要があるものを除き、断熱材であるポリスチレンフォームで被覆する。
- (2) 断熱材であるポリスチレンフォームの外側は、鋼製タンク破損時の漏えい検知及び漏えいした危険物の外部への流出防止のため、タンクの底面から上面に向けて、継ぎ目のない1枚のものとなっているポリエチレンシートで被覆する。
- (3) 漏れ防止用シートであるポリエチレンシートの外側は、火災時における被害の防止のため、鉄筋コンクリートで被覆する。



自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に
当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンク例図

2 自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクの容量については、40kL程度以下とする。

3 鋼製タンク、配管、断熱材、漏れ防止用シート及び鉄筋コンクリートは、次の要件を満たすものを使用する。

(1) 鋼製タンク

ア 材料は、日本工業規格（工業標準法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下「JIS」という。）G 3101 一般構造用圧延鋼材に規定される一般構造用圧延鋼材のうちのSS400に適合するものとする。

イ 厚さは、4.5mm以上のものとする。

ウ 外面は、外面塗装剤（JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント1種に適合するもの）でさびどめのための塗装を行う。

(2) 配管（通気管、注入管、払出ノズルに取り付けられる払出管等）

ア 材料は、JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管に規定されるSUS304TP又はJIS G

3454 圧力配管用炭素鋼鋼管に規定される STPG370（放爆口兼マンホールに係る部分を除く。）に適合するものとする。

イ フランジ材料は、JIS B 2220 鋼製溶接式管フランジに適合するものとする。

(3) 断熱材

ア 材料は、ポリスチレンフォームとする。

イ 厚さは、7.5 mm以上のものとする。

(4) 漏れ防止用シート

ア 材料は、ポリエチレンシートとする。

イ 厚さは、0.76 mm以上のものとする。

ウ JIS K 7114 プラスチックー液体薬品への浸せき効果を求める試験を30日間行い、漏えいしない性能を有するものとする。

(5) 鉄筋コンクリート

ア 鉄筋の材料は、JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼に規定される SD295A に適合するもので、直径は13 mm以上のものとする。

イ コンクリートの材料は、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートに適合するものとする。

ウ 厚さは、15 cm以上のものとする。

4 屋外貯蔵タンクには次の附帯設備を設置する。

(1) 次の設備については、屋外貯蔵タンクの上面に設置する。

ア 政令第11条第1項第8号に基づき設置する通気管

イ 政令第11条第1項第9号に基づき設置する液面計

ウ 政令第11条第1項第10号に基づき設置する注入管

エ 政令第11条第1項第12号に基づき設置する払出管を屋外貯蔵タンクに接続するためのノズル

オ 政令第11条第1項第14号に基づき設置する避雷設備である接地ピース

カ 屋外貯蔵タンクの底部に蓄積した水分を取り除くためのハンドポンプを設置するための水抜管ノズル

キ 屋外貯蔵タンクの内圧が異常上昇となった際に緊急的に減圧するための緊急排気弁（安全装置）

(2) 移動タンク貯蔵所から屋外貯蔵タンクへの荷卸しに際しての過剰注油を防止するための過剰注油防止弁を設けるとともに、危険物注入時のこぼれや過剰注油防止弁が作動した場合の溢れに対応するための溢れ防止槽を屋外貯蔵タンク上面に設置する。

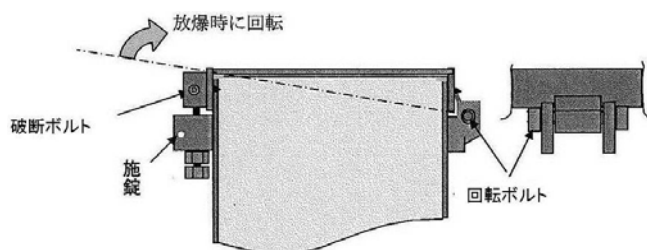
(3) 鋼製タンク底部とポリエチレンシートの間隙に、タンク内部の危険物が漏えいした場合に検知できるよう、漏えい検知管を設置する。

(4) タンク内部の圧力が一定値（ 0.068 MPa 以上 0.086 MPa 以下）に上昇した段階で蓋が開放し、内部のガス又は蒸気を上部に放出できるよう、放爆口兼マンホールをタンクの上面に設置する。なお、当該放爆口兼マンホールは次の仕様のものとする。

ア マンホールは、内径 500 mm 以上とする。

イ マンホールの蓋の固定ボルトは次のとおりとする。

爆発が起こった際に、破断するボルトはステンレス鋼棒（JIS G 4303 に規定される SUS304）とし、破断せず回転するボルトは M16（JIS B 1186 に規定されるもの）とする。



5 当該屋外貯蔵タンクを含む屋外タンク貯蔵所は、政令第11条第1項第1号から第3号、第7号の2から第11号及び第12号から第14号並びに第6項並びに第7項の規定を満たすこと。